

公示送達について

次の者は、本人の死亡及び相続人が不明であるから書類の送達が出来ないため、
地方税法（昭和25年法律226号）第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、当町住民課が保管し、いつでも送達を受けるべき者に
交付する。

令和8年10月22日

岐阜県揖斐郡大野町長 宇佐美 晃三



氏 名	送 達 書 類 名
加納 芳	令和8年度 国民健康保険税 納税通知書兼変更（決 定）通知書